

## 埼玉県産業技術総合センター機器整備委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）が所有する機器を効率的に整備するために、センター機器整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、機器とは、依頼試験及び機器開放事業等で使用する高額備品（100万円以上）をいう。

### (職 務)

第2条 委員会は、以下に掲げる事項について検討を行い、センター機器整備計画（以下「計画」という。）を作成する。計画とは、センターが所有する機器を効率的に整備するために、翌年度以降5年間の計画を定めるものである。

- (1) 機器の更新に関すること
- (2) 新規機器の整備に関すること
- (3) 機器のメンテナンスに関すること

### (組 織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある委員をもって構成する。

2 委員長には、センター長をもって充てる。

### (作業部会)

第4条 委員会を円滑に推進するために、委員会は別表2に掲げる職員で構成される作業部会を置く。

2 作業部会長には企画・総務室長をもって充てる。

3 作業部会は以下の第1号から第3号に関する事項について調整し、計画案を作成する。また、作業部会は必要により、第4号に関する検討を行い決定する。

#### (1) 機器更新等要望リストの作成

各担当単位で、機器更新等（機器の更新、新規機器の整備、機器のメンテナンス）のリストの作成。

#### (2) 計画案の作成

各担当から提出された機器更新等リストについて、機器開放及び依頼試験の実績・企業ニーズ等を下に、必要性を検討する。更新等が必要と認められる機器については、優先順位を定め、今後5年間の更新時期についても併せて検討を行う。

#### (3) 機器のメンテナンス

機器のメンテナンス方法（委託料、手数料、修繕）について検討を行う。また、それぞれの契約方法等、事務の進め方についても検討を行う。

(4) 購入する機器の仕様内容

公益財団法人 J K A 等の規定により、購入する機器の仕様内容を決定する会議を開催する必要がある場合には、当作業部会により検討し決定する。この場合は、作業部会の効率化と実質的な検討を確保するため必要最小限の人員とすることができる。

なお、仕様内容を決定する機器は、高額備品に限定しない。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は原則として毎年度1回開催する。また、必要に応じて随時開催することができる。

3 第2条に掲げる事項を検討するため、委員会は会議において、オブザーバーとして機器を取り扱う担当の担当部長を出席させることができる。

4 作業部会は必要に応じて随時開催することができる。第4条第4号に掲げる事項を検討する際には、機器を取り扱う担当者を出席させるものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、センター企画・総務室とする。事務局は、以下に関する事務を行う。

- (1) 委員会、作業部会の開催事務
- (2) 機器更新等に関する照会及び回答の取りまとめ
- (3) 機器更新等に関する情報収集
- (4) 新規機器の整備に関わる、企業の機器利用ニーズ調査
- (5) その他計画作成に関する事務処理

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

この要綱は、平成21年5月19日から施行する。

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別 表 1 (委員会)

センター長	委員長
副センター長	委 員
各室長	委 員
北部研究所長	委 員
産業創造課長	委 員

別 表 2 (作業部会)

企画・総務室長	部会長	
各副室長	部会員	
北部研究所副所長	部会員	
各担当部長 (企画を除く、グループリーダーの職にある者)	部会員	管理、総務は第4条第3項第4号は対象外
上記のほか、部会長が指定する者	部会員	管理、総務は第4条第3項第4号は対象外